

独占禁止法審査手続についての懇談会（第7回）議事録

- 1 日時 平成26年7月18日（金）10:00～11:50
- 2 場所 中央合同庁舎第8号館8階特別中会議室
- 3 出席者

（懇談会委員）

座長	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
座長代理	舟田 正之	立教大学名誉教授
委員	青柳 馨	日本大学大学院法務研究科教授
	今井 猛嘉	法政大学大学院法務研究科教授
	及川 勝	全国中小企業団体中央会政策推進部長
	大沢 陽一郎	株式会社読売新聞東京本社論説委員
	川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	榊原 美紀	日本経済団体連合会経済法規委員会競争法部会委員 弁護士
	泉水 文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
	三村 優美子	青山学院大学経営学部教授
	村上 政博	成蹊大学大学院法務研究科教授
	矢吹 公敏	弁護士

（その他）

公正取引委員会 松尾経済取引局長、山口審査局企画室長

（事務局）

独占禁止法審査手続検討室 井内室長、品川参事官等

4 会議次第

- （1）開会
- （2）論点整理に対して寄せられた意見・情報の概要について
- （3）今後の検討の進め方について
- （4）論点に関する検討（自由討議）
- （5）閉会

5 議事録

○宇賀座長 定刻でございますので、ただいまより、第7回「独占禁止法審査手続についての懇談会」を開催させていただきます。

委員の皆様方には、御多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、河野委員が所用のため御欠席でございます。また、稲田内閣府特命担当大臣は他の用務との関係から御欠席でございます。

本日は、資料がたくさんございますので、まず、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 それでは、お手元の資料を御確認いただけますでしょうか。

本日御用意させていただいております資料でございますけれども、枝番号がいろいろ付いておりますが、資料の1-1と1-2はパブリックコメントの結果に関する資料でございます。

資料2については2-1から2-4まで4つございまして、これが今後の検討の進め方についての資料となります。

資料3-1が河野委員から、資料3-2が榊原委員から御提出いただいた資料でございます。

資料4が、第2回の懇談会で意見聴取を行った在日米国商工会議所から追加で提出されました補足資料となります。

以上が本日の正式な配布資料となりますけれども、これ以外に参考資料ということで、後ほど御説明申し上げますが、第3回懇談会で意見聴取を行った多田弁護士から提出された資料等の訂正の申出書が1つ、パブリックコメントの提出期限を過ぎてから提出された意見を取りまとめた資料ということで、2つ御用意をしております。

不足がございましたら、お知らせいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○宇賀座長 それでは、本日の議題に入ります前に、2点、委員の皆様へ報告をさせていただきます。

1つ目は、今回実施いたしましたパブリックコメントに関して、事務局から発言がございます。

○井内独占禁止法審査手続検討室長 お時間をいただいて恐縮ですけれども、パブリックコメントの意見提出用ファックス番号の誤りについてのお詫びでございます。

6月12日から7月11日までの30日間にわたりまして、皆様御承知のようにパブリックコメントを実施してまいりましたけれども、意見募集手続におきまして、事務局でミスがあったことのお詫びでございます。

経緯等を具体的に申し上げますと、意見の提出方法としまして、インターネットと郵送に加えまして、ファックスによる提出の3つを可としておりました。ところが、意見募集要領に記載のファックス番号が誤っておりまして、そのことが発覚したのが7月7日月曜

日でございました。発覚後、速やかに正しい番号には修正いたしました。その後、お問い合わせのあった方々、さらにはパブリックコメントの実施を関係先に周知されていた方々に関しましては、事務局のほうから、把握できる限り連絡を取りまして、おわびの上、正しい番号をお伝えするとともに、正しい番号を関係先に周知していただくよう、お願いしたところでございます。

しかしながら、誤ったファックス番号に送信しようとして、その後、送信エラーに気が付かない場合も考えられるということでございますので、誤ったファックス番号に送信された方につきましては、7月25日金曜日までに正しいファックス番号に送信していただければ、提出期限内に提出があったものと取り扱うこととさせていただき、その旨を本懇談会と電子政府総合窓口の関係ウェブサイトに掲載いたしました。

このような経緯等がありまして、パブリックコメントに御協力いただいた国民の皆様、そして、本懇談会の委員の皆様については、事務局においてこのような不手際があつて、ファックスで提出しようとした方々には具体的に御迷惑をおかけしておりますし、さらには募集結果の最終取りまとめが遅れることで、委員の方々にも御迷惑をおかけすることになりまして、改めて、この場を借りておわびするところでございます。申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○宇賀座長 続きまして、2つ目は、参考資料でお配りしております、多田敏明弁護士からの発言等の訂正の申出についてでございます。

第3回懇談会では、多田敏明弁護士から意見聴取を行いました。その際の資料と説明に関しまして、多田弁護士から修正の御要望が出ておりますので、席上配布資料として委員の皆様のお手元にお配りしております。

これにつきましては、事務局から御説明をお願いしたいと存じます。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 お手元にお配りしております多田弁護士からの申出書を御覧いただきまして、御説明をさせていただきます。

これに関しましては、多田弁護士には第3回の懇談会のときにヒアリングにお越しいただきまして、御要望や御意見等を伺ったわけでございますけれども、その際に、多田弁護士が御提出になられた資料の中に、韓国において秘匿特権が導入されたという記載がございまして、それに基づきまして、御説明のときもそれを前提とした御発言をなされたわけでございます。

ただ、その後、多田弁護士のほうにおかれまして事実関係を調査されましたところ、必ずしもそういう事実は確認できなかったということでございますので、多田弁護士のほうからは、その資料における1ページ目の①の記載の部分、それから、御自身が御発言になられた議事録の該当部分について、削除の申出が参っております。

2ページ目に経緯が若干記載されておりますけれども、多田弁護士によりますと、韓国の審査実務にお詳しい方から話を口頭でお聞きになったということのようなのですが、そ

れが必ずしも正確な情報ではなかったということのようでございますので、多田弁護士としては資料と議事録の2か所について削除を御要望なされているということでございます。

○宇賀座長 ただいま事務局から説明がありましたとおり、懇談会ウェブサイトに掲載されております第3回懇談会の多田弁護士提出資料と議事録について、多田弁護士のお申出どおり修正することとしたいと考えておりますけれども、御異存はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、事務局におきましては、懇談会終了後、懇談会ウェブサイト掲載資料の差替えをよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題の1つ目に入ります。第6回懇談会において御議論いただきました論点整理につきましては、6月12日から7月11日までの30日間、パブリックコメントの手續に付しました。このパブリックコメントの手續で寄せられました意見の概要につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○品川独占禁止法審査手續検討室参事官 それでは、お手元の資料の1-1を御覧いただけますでしょうか。これに基づきまして御説明させていただきます。

今回、パブリックコメントは、御覧いただきますと分かりますように、71通の意見が寄せられてございます。内訳につきましては、資料1-1の1ページ目から2ページ目にかけて書いてございます。若干提出者名の非公開を希望されている方もいらっしゃいますが、多くの方のお名前は分かっておりますので、ここに記載しているとおりでございます。

属性別で申し上げますと、経済団体又は個別の事業者の方が30件、学識経験者の方が7件、弁護士又は弁護士の団体が、これは海外の弁護士の団体、フランスですとかアメリカですとか、ヨーロッパ、カナダを含むものですが、これが25件。消費者団体あるいはその関係者の方が2件、個人の方が7件ということになっております。

それから、意見の中身となるわけでございますけれども、これにつきましては、3ページ目、主な意見ということで書かせていただいております。

意見の内容につきましては、論点整理で挙げていただいた6つの項目ごとに、提出のあった意見をそのまま貼り付けたものを1-2ということで御用意していますが、こちらは大部になりますので、1-1に基づきまして、論点整理のときの基本的な考え方と論点のそれぞれにつきまして多かった典型的な御意見等と、若干特徴的な御意見を選びまして、御紹介をさせていただきたいと思っております。

まず「事件関係人の十分な防御の確保」でございますけれども、これにつきましては、独占禁止法の執行力強化に応じた防御権を強化すべきという意見が19件みられております。

また、その他の意見といたしましては、適正手續の保障の観点、つまり、防御権の強化と並べて適正手續の保障という観点を見るべきだという御意見、

それから、改正法の附則の趣旨に関するものですが、防御権の導入を前提として

いるのだという御意見、

防御権とは何かということに関するものですけれども、不当な調査、取調べがなされないようにする権利、違反事実の認定に当たって裏付けとなる証拠を開示されて反論の機会を与えられる権利であるという御意見、

適正手続の保障のない競争法の下で事業者が重い制裁を受けることは、事業者の側から見て不当かつ不公平であると考えられてしまうので、結果として社会全体での競争法の受容を妨げることになってしまうのだという御意見、

防御権がどういう問題を解決するために必要とされていて、そういう問題が実際に存在するかどうか。あるいは、問題の解決策として本当に有効なのかどうかということで、必要性を個別に検討すべきだという御意見、

真実を明らかにすることに防御権というものが資するのか、支障になるのか、あるいはもっと支障の小さい別の方法はないのかという観点から、防御権を導入した場合の影響について個別に慎重に検討すべきだという御意見が、それぞれ示されております。

2つ目「実態解明機能の確保」の関係でございますけれども、これに関しましては、実態解明機能の確保は事件関係人の十分な防御権を確保した適正手続を前提として、追求されるべきだという御意見が5件ございました。

防御権と実態解明機能の関係についてですけれども、相反する概念ではない、むしろ被調査者の防御権を確保して、適正手続を確保することは実態解明に資するのだという御意見も5件ほどございました。

その他の意見といたしましては、海外当局との手法の違いに鑑みますと、事業者が公取の調査に協力しやすいような体制の整備が必要だという御意見、

国際的なイコールフットィングということを言うのであれば、少なくとも競争当局による調査への非協力に対する制裁とはセットでなければいけないという御意見、

供述調書に頼った立証方法自体を見直すべきだという御意見が、それぞれみられました。

次の4ページ「国内の他の行政調査手続及び刑事手続との整合性」の関係でございますが、これに関しましては、公取の審査手続は特殊であるという観点から、刑事及び他の行政手続との整合性は過度に強調されるべきではないという御意見が7件ございました。

その他の意見といたしましては、公取は非常に強い権限を持っているということでありますので、弁護士立会いなど、他の制度にない手続を導入することは、手続間の実質的な整合性を確保するためにはむしろ必要だという御意見、

他の行政手続にないからということで、防御権の確保が進展しないということではいけないという御意見、

その一方で、行政手続や刑事手続との整合性を図るべきだという御意見、

現状、防御権が導入されていないということで、特に整合性を欠いた状態になっているとは思われないという御意見、

刑事でも保障されていないような防御権を独禁法に導入することについて、実質的に法

執行が機能しなくなることが懸念されて、行うべきではないという御意見、

刑事でも検討されていない弁護士の立会いを要求するのであれば、特段の理由・根拠が明確にされるべきだという御意見、

国際的なカルテル案件や企業結合案件のように、世界各国の当局が同一案件を同時に調査する手続はほかの法律では珍しいので、独占禁止法以外の行政調査手続と同様の考え方で対応するのは適切ではないという御意見が、それぞれみられました。

「海外の制度・仕組みや実務との比較」でございますけれども、これについては欧米諸国で認められているような国際水準にかなう適正手続が確保されるべきだという御意見が16件みられております。

その一方で、他国の制度の一部だけを比較して、防御権のみを強化しようとすることは公正さを欠いて、意味がないという御意見もみられました。

海外の防御権のみを導入すると、実質的に法執行が機能しなくなることが懸念されるという御意見も出ております。

「行政調査手続の適正性及び透明性の確保」については、そういったものが確保されるべきだという御意見ですとか、あるいはルールの周知・教育・啓発について検討すべきだという御意見が出ております。

次に、「論点」でございますけれども、まず「立入検査時の弁護士の立会い」に関してでございますが、これについては弁護士の到着まで立入検査の開始を待つべきだという御意見が24件寄せられております。

その一方で、弁護士の到着まで立入検査の開始を待つ必要はないという御意見も出ております。

一方で、立入検査のときに弁護士の立会い自体はできるのだということについて、告知義務に関する規定を設けるべきだという御意見もみられております。

「弁護士・依頼者間秘匿特権」でございますけれども、これに関しましては、認めるべきだという御意見が40件ほどみられております。これは海外でも認められているでありますとか、コンプライアンスの強化に寄与するですとか、そういった理由が挙がっております。

それから、秘匿特権を導入するにしても、具体的に秘匿特権の及ぶ範囲あるいは秘密保護の範囲について明確化する、あるいは範囲について事件関係人と公取の間で見解の相違がある場合にこれを判定する仕組みといったような、具体的な内容についてどう考えるかということを検討すべきだという御意見、

あるいは、欧州委員会は「ベストプラクティス」を公表して、こういったところで問題が生じないように未然に防いでいるのだという御意見が出ております。

その一方で、独禁法に固有の問題ではないので、独禁法に特段の事情がない限り、総合的な検討が必要なのだという御意見も出ております。

「供述聴取時の弁護士の立会い」でございますけれども、これに関しては、認めるべき

であるという御意見が40件寄せられております。

その一方で、認めるべきではないという御意見も5件ほど寄せられております。

あとは、供述者個人の弁護士を立ち合わせて、供述内容が会社には知られないようにすべきだという御意見もございました。

「供述聴取過程の検証可能性の確保」でございますけれども、これについては認めるべきだとの御意見が29件出ております。

一方で、認めるべきでないという御意見も3件ほど出ているという状況でございます。

(5)「適切な主張反論のための情報の開示」ということでございますが、立入検査時の資料の謄写につきましては、権利として認めるべきだという御意見が21件参っております。

その一方で、現状でもおおむね謄写は認められているので、謄写しにくい事情があれば、謄写しやすくする方法を考えるべきだという御意見も参っております。

調書の写しの交付でございますが、これにつきましては認めるべきだという御意見が30件ほど参っております。

従業員が自身への社内処分を恐れて萎縮をするという問題点が指摘されているわけですが、これにつきましては、雇用関係を規律する労働法に委ねられるべき領域の問題だという御意見が出ております。

メモの録取につきましては、認めるべきだという御意見が29件出ている一方で、認めるべきではないという御意見も4件ほど参っております。

「行政調査に係る制度・運用についての知識の共有等」ということでございますけれども、これについては、公取の審査手続に関するマニュアルを公表すべきだという御意見が14件参っております。

講習会などをやるべきだという御意見も出ております。

また、立入検査のときの話ですが、法的根拠と受忍限度の範囲の提示を徹底すべきだという御意見。

あるいは、公取の審査の実務に関するものですが、ストーリーをなぞったような調書が作成される、あるいは何度でも呼び出すという聴取は不適切だという御意見が出ております。

あるいは、長時間・長期にわたる聴取は負担が大きいので、負担の少ない手続にすべきだという御意見も参っております。

供述聴取におきまして、弁護士と相談できる権利が明文上認められるべきだという御意見も参っております。

不当な調査が行われていないとする公取の見解につきまして、事実に反するという指摘が出ておきまして、例えば指紋を取られて「犯罪者扱いのようだ」と言う、「そのとおりだ」と言われたとか、マスコミが当日に押し寄せてきたとか、そういう御意見が寄せられております。

行政手続においても刑事手続に準じて黙秘権、自己不罪拒否特権を認めるべきだという御意見が寄せられております。

その一方で、取調べで冤罪や人権侵害が行われているとは考えにくいので、不安感を軽減するためには休憩時間を適切に確保して、勤務時間内で終了するなど、手続の透明化を検討すれば足りるという御意見、

あるいは、供述聴取が長時間にわたる等々の問題につきましては、審査官の教育・訓練によっておおむね是正が可能であるという御意見が寄せられたところでございます。

概要の御報告は以上でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

今後の懇談会における検討に際しましては、パブリックコメントに寄せられた意見も参考にして御議論いただければと考えております。

パブリックコメントに関しまして、次の議題に進む前にここで述べておきたい意見等がございましたら、お願いいたします。特によろしいでしょうか。

それでは、時間も限られておりますので、次に進みたいと存じます。

次は、本懇談会における検討の進め方についてです。前回の懇談会では、これまでの懇談会でのヒアリング結果等を踏まえまして、本懇談会として検討すべき論点を整理いたしました。今後は報告書の取りまとめに向けて、具体的な防御の意図、目的に照らして何が必要なのか、そして、現状の制度の範囲内でそれがどこまで可能なのか、可能でないとすれば、現状の制度についても変える必要があるかについて、議論を進めていく必要があると考えております。

そこで、今後の議論の際に参照すべき資料を事務局にまとめてもらい、本日、委員の皆様のお手元にお配りしております。

こちらの資料につきましても、まずは事務局から説明をお願いしたいと存じます。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 それでは、お手元の資料2-1から2-4に基づきまして、今後の検討の進め方の案につきまして、御説明させていただきます。

まず、資料2-1でございますけれども、これまで本懇談会では各方面からヒアリングを実施いたしまして、今後検討すべき論点について前回御整理をいただいたというところでございます。

今後、これらの論点につきまして御検討いただくこととなりますが、これらの論点の中には目的が共通するものもあるかと思われまので、御検討に当たっては目的ごとに分類した形で御議論いただいております。

具体的には、今後の御検討におきましては、必要性の観点と許容性の観点からの議論が重要であると考えてございます。

必要性等の観点では、これまで御議論いただいた防御権の目的は、資料2-1にございますような3つに大きく分類できるのではないかと考えてございます。

資料2-1、1つ目は、公正取引委員会に対する、違反被疑事実等に関する適正な主張・

反論を実現するための防御ということです。つまり、公正取引委員会が一定の容疑を持っているわけですが、それについて主張・反論を実現していくための防御というものでございます。

2つ目は、公正取引委員会による調査を現に受けている者への適時適切な助言という形のものでございます。

3つ目は、公正取引委員会による不当な調査が行われないための防御及びその担保手段等ということでございます。

それぞれ3つの目的と、これまで出てきました6つの論点がどのように関連しているかということ的概念的に整理させていただいたのが、資料2-2でございます。

一番左の列に、論点整理で御整理をいただいた6つの論点が並んでございます。それから、上の行に、左のほうがただいま申し上げた3つの目的と関係がありそうなものに○をつけております。右のほうの留意点につきましては、それぞれの論点につきまして、実態解明機能の確保との関係でどういう懸念が示されているか。あるいは、行政手続等の整合性、海外との比較、適正性・透明性の確保といった点等、関係がありそうなものには○を付させていただいているということでございます。

次に資料2-3でございますけれども、ただいま申し上げた3つの目的と論点がどのように関係しているかという観点から、3つの目的ごとに、具体的な防御権の強化の方法と3つの目的がどう関係しておって、それについて実務がどうなっておって、実態解明機能について現時点で懸念が示されているかどうかということ、これまでの御議論を基に事務局でまとめてみたものでございます。

今後の検討のイメージといたしましては、この資料を手持ちといたしまして、目的1、2、3の順に目的に照らして、何がどこまで必要か、あるいは現行の制度を前提としてどこまで可能なのか、可能でない場合にはどのような調査権限の強化のようなものが必要になるのかというような点を御議論をいただいております。

資料2-4でございますけれども、御検討の参考にいただくための資料として事務局で御用意させていただいたものでございまして、論点整理で掲げられた6項目につきまして、それぞれこれまで懇談会でどのような御指摘が出ているかを整理したものでございます。

一番左に赤文字の四角が付いてございますが、これが論点というものでございまして、矢印が付いておりますのは、それぞれにつきまして、それを支える形の意見あるいは根拠のようなものをお示ししております。両矢印が付いておりますものは、それに対する反論のようなものを整理させていただいております。

あるいは必要性に関する議論、弊害に関する議論、他の法令・海外との比較に関する議論ということでも分けて整理をさせていただいております。

大分いろいろな観点からの御議論が出ておりましたので、少し議論を整理させていただく上でこういうものもあったほうがいいのかということで、作成をさせていただいたもので

ございます。

資料につきましては以上でございますけれども、今後の議論の進め方としては、先ほど申し上げたように、目的についての議論ということで、本日は目的の1、次回は目的の2、次々回は目的の3という形で、ひとわり御議論いただきまして、その後積み残しになった点につきましては改めて御議論いただくということでいかがかと考えております。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から資料について説明していただきましたとおり、今後、資料2-3に沿って3つの目的別に御議論いただこうかと考えておりますけれども、御異議ございませんでしょうか。

榑原委員、どうぞ。

○榑原委員 資料を提出させていただいておりますので、その資料の説明のときに申し上げるほうがいいのか、今、申し上げたほうがいいのか分かりませんが、事務局からいただいた資料、特に2-3ですが、これをベースにということで、資料がたくさんあるので議論をするときに、目的1とか目的2とか目的3を見ると、複数の論点が重なっているということで、個別の論点ごとに議論をしないと出口になかなか収斂していかないのではないかと。特に、2-3については必要性、経済界とか弁護士の方々がおっしゃっていた個々の理由、必要性についての明記がないということ、私の資料は後で御説明しますが、そういった点が欠けているという点がございます。

それから、任意の処分と強制の処分を今までごちゃごちゃに議論をしてきていますので、そこも分かれていないということで、そうすると、いつまでたっても議論があらに行ったりこちらに行ったり、いろいろな論点を毎回議論するというので、本当に出口に行けるのかということに疑問に思います。

○宇賀座長 そういう御意見をいただきましたけれども、ほかの方、いかがでしょうか。

中川委員、どうぞ。

○中川委員 1、2、3という分類が私には頭に入ってきにくいところがあります。

まず1です。たしか河野委員の意見の中にもあったと思いますけれども、違反被疑事実に関する主張・反論の機会というように書かれておりますがこれだと、処分前手続の話ではないのでしょうか。そこでディスカバリーがあって、事業者側が反論できるようにすべきではないかという話ではないのでしょうか。しかし、調査が入った時点ですぐに情報が欲しいという理由は、パブリックコメントを見ておきますと、リニエンシーの申請を判断するのに間に合わないとか、あるいは通常業務に支障があるということではないかと思うのです。

違反事実あるいは被疑事実に対する適正な主張・反論の機会を実現するための防御と言われると、非常にミスリーディングではないか。調査における防御の話と、処分をしようとしているときの処分前の手続における防御が、表現としてはごちゃごちゃになっているのではないかと。その2つははっきり分けないと議論が混乱すると私は思います。

処分前手続における主張・反論というのは、今回は検討の対象ではないはずです。何のために、調査時点ですぐに情報が要るのかという目的を明確にしておかなければ、防御権 防御権という言葉だけで抽象的に議論していると話は進まないのではないかと思います。だから、1については主張・反論の実現というあたりは書き換えたほうが良いと思います。

そうすると、適正手続の観点からは、調査の手続における防御というのは、3がほぼ唯一の問題ではないかと思っています。不当な手続が行われないようにどのような防御が必要なのかということではないかと思っています。

2は、1であれば、3であれば、弁護士さんが入ったとき弁護士として助言することができるような配慮もしてくれという問題ではないかと思っていますので、1と3の両方の目的に関わってくる話で、次元がかなり違うのではないかと思います。

1、2、3の並列、それから1の書き方の2点についてもう少し整理を考えたほうが良いのではないかと私は思いました。

○宇賀座長 村上委員、どうぞ。

○村上委員 いずれにせよ、これから議論して、12月に報告書を作るとなると、そんなに時間的な余裕はないはずなので、そうすると、論点整理のところを見ても、今のパブリックコメントの結果を見ても、割と大きな論点ははっきりしているんで、私は序列をつけて、重大な論点から先に議論してもらいたい。

重大な論点というのははっきりしているんで、1つは、供述録取のときに弁護士立会いを認めるかどうか。これのけりが付くならば、その後の可視化の問題とか、メモの問題とか、供述調書の交付の問題とか何とかはそこに含まれる話になるので、1つは供述録取のところに弁護士立会いを認めるか否か。

防御権の保障でもう一つ大きく上がっているのが、ほかの先進国と同様に弁護士・顧客の秘匿特権を付与すべきかどうかという点。確かに、賛成、反対は別としても大きな論点として残る課題。

もう一つが、そういう意味で防御権を保障した場合に、逆に事実解明のための調査権限を強化していくために、現行の課徴金を上限として、それに裁量性を入れる裁量型課徴金を導入するかという議論。

論点整理でも、パブリックコメントの結果でも一番大きく言っているのがその3点なので、私はその3点をまず重点的に議論してもらえると全体の見通しがつくのではないかという気がしています。

というのは、基本的に我々はここで何を議論しているかということ、行政調査、特に独占禁止法違反に対する行政調査の在り方はどうあるべきかというのが最大のテーマでずっと議論している。そういう意味では、刑事の話とは違うので、いわゆる刑事は自然人処罰を目的として刑事捜査を行います。我々は行政調査の話をしているので、公正取引委員会が法人事業者に対して排除措置命令、課徴金納付命令を命じる行政調査の話である。刑事と行政調査とははっきり分けて、行政調査のあるべき姿がどうあるべきかというのをまずは

議論していくのが本来の筋。そもそもの原因は戦後、独占禁止法が制定されたときに余り深くそのところは考えないまま、いわゆる検察庁がやる日本流の精密司法と言われる刑事捜査の手法を独占禁止法にそのまま入れ込んだのが今まで来ている問題点なので、当然刑事捜査の手法ですから、供述調書重視で、しかも極めて細部まで同じ自白を取るという刑事捜査のやり方がそのまま行われるので、それと諸外国で見られる一般的な世界標準的な行政調査とは違うだろうというので、刑事捜査と行政調査ははっきり分けていく話。

もう一つは、行政調査の中で、独占禁止法というのは、それこそ今、世界的な、国際的な事業活動ルールになる意味で、極めて国際的な法律なわけです。そうすると、やはりほかの行政調査と比べて国際的な整合性はどうしても考えなければならない。そういう意味で、行政調査の在り方として、私は基本的に国際標準的な行政調査まで移行するのか、それともこのままでいきこのままで何もしなくてもいいだけの話なので、動かすのなら、国際的に恥ずかしくない行政調査というか、国際的に整合性が取れた行政調査まで動かしていくのが望ましい。

そのときに問題になるのは、供述録取への弁護士立会いという話なので、今、世界中の競争当局が身柄拘束をしない行政調査で、可視化などを行っている行政当局は1つもないし、そんな行政調査は1つもないわけです。いわゆる身柄拘束をしている刑事の話と、身柄拘束をしない行政調査の話は全然違うので、しかも世界的に弁護士立会いは認めているという手続なので、それを認めるべきかどうかというのを議論してもらえれば、後で調書の交付とかメモを取らせるとか何とかという話はその後の話なので、したがって、重要な議論を先にしてもらいたい。

それから、弁護士秘匿特権、これだけ先進国で認められているのですから、個人的には日本で認めない理由はないと思いますが、それは議論になるところだから、それも大きなテーマで残る。

事実解明の話からいうと、裁量型課徴金を導入すれば、EU型の例えばニエンシーを証拠の価値とかで効率的に、柔軟に対応して調査を進められるという意味で全てが解決するのであって、したがって、事実解明という意味では現行の課徴金額はそれで構わないので、それに裁量制を導入すれば、その形がきちんとした手続になる。

今、3点セットで合わせていわゆる国際的な競争法の行政調査というイメージなものなので、そこまで動かすかどうかというのが、ここの議論の一番のテーマになる。

しかも、ばらばらに防御権だけ認めるとか、裁量型課徴金を認めるという議論はすべきではないので、変えるならば一体としてあるべき国際水準の行政調査の在り方まで動かすべきであると思いますので、そういう意味でちょっとめりはりをつけて議論してもらわないと、細かなことばかり議論をやっているうちに何も結論が出ないで時間が過ぎていくことになるかと思います。

○宇賀座長 矢吹委員、どうぞ。

○矢吹委員 簡単に。

最初のほうで、非常に大切なので一言申し上げますと、事前説明のときには事務局、司会がやりやすいように進行方法を決定したほうがいいのではないかと思ったので、これでいいと申し上げたのですが、改めてパブリックコメントの結果を見てみますと、制度ごとに意見が述べられています。これを検討しながら私たちが議論するには、制度ごとに議論を進めたほうが効率がいいのではないかと思うに至りました。何回も同じところを目的ごとで見ますと、非常に参照しにくいということが1点あります。

それから、立法するときには、まず制度の骨子を議論して、それから各条文に落としていくのが通常の立法作業だと思います。目的別でまず議論して、それに沿った制度を次に議論する段階で目的は本当にその目的でいいのかということになる場合があるかと思いますが、できれば制度ごとにしていただいたほうがいいのではないかと思います。

○宇賀座長 及川委員、どうぞ。

○及川委員 私も矢吹委員の意見に賛成でございます。

事業者が見て、大変分かりやすい整理、あるいは議論の経過、プロセスというのはすごく重要だと思います。したがって、立入検査時についてどうなのか、あるいは供述聴取についてどうなのかという、いわば時系列的な整理をしていただければありがたいと思っております。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

今、いろいろな意見が出ましたけれども、事務局のほうはいかがでしょう。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 事務局としては、目的別に議論をした方がむしろ効率的ではないかと思って、こういう整理をさせていただいたわけでございますけれども、確かに論点が重複しているという御指摘もございますので、1つ考えられますのは、例えば先ほど何名かの方から御指摘がありましたように、時系列的に、例えば調査の順序的なものをイメージして議論をしますと、恐らく最初の場は立入検査ということで、その後供述聴取に移っていくのだと思います。

立入検査に関するものとしては、恐らく立入検査のときの弁護士の立会いの話でありますとか、あるいは立入検査のときの留置物の謄写の話ですとか、あるいは弁護士秘匿特権対象物を留置できるかどうかという話だと思われまので、例えば本日は、立入検査の関係について御議論をいただいて、次回は供述聴取の関係について御議論をいただくというのは1つあるのかなという気はしてございます。

例えば先ほど村上委員から御指摘のあったような、裁量型課徴金のような、事業者との協力関係をどうするかという形の御議論は、供述聴取のところで非常に先鋭化する話でございますので、そちらで例えば自由討議の第2回目から第3回目にかけて御議論をいただくというのは1つあるかと思っております。

目的1ということで整理をさせていただいたものは、供述聴取の内容の把握というのは、

事情聴取の関係でございますけれども、秘匿特権の話とかというのは結局立入検査の話と同じでございますので、そういう意味では、資料のほうはそういう順番で御議論いただくのであれば、次回までにもう一回整理し直しますけれども、例えば今日立入検査の関係について御議論いただくのであれば、そういったテーマについて御議論いただくというのはあるかと思っております。

○村上委員 1点だけ追加させてもらっていいですか。

私が言いたかったのは、弁護士立会いでも秘匿特権でも裁量型課徴金の議論でも、別々で良いとか悪いとかという議論をやっていると、非常におかしな議論になるので、その3つは一体として兼ね合いで行政調査として立証するためにどう動かすのかということで、全体としてバランスを取って行政調査の実効性が担保されるかどうか。各国ともそれで見ているわけなので、それ一つ一つを取り上げて、良いとか悪いとか、それで決着をつけるという発想はおかしいのであって、全部ワンパックというか、まとめて行政調査の在り方というところで、全部絡んでいるということは十分に認識して、最後にそれを意識して結論は出すべきであろうと思っております。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

ということでしたら、事務局から目的別という御提案があったのですが、今、皆様の御意見を伺っておりますと、むしろ時系列的に項目別にやっていったほうがいいのかという御意見のほうが多数ですので、本日は立入検査のところを中心に御議論いただくということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宇賀座長 それでは、そのようにしたいと思いますが、今日、何人かの委員から書面で意見が提出されておりますので、提出委員には意見のポイントを簡潔に御説明いただきたいと存じます。

それでは、榊原委員、最初にお願いします。

○榊原委員 資料3-2になります。

この資料の趣旨は、先ほど申し上げたとおり、個別の論点ごとに、経済界とか弁護士の方がどういう理由で求めているかという必要性について、それに対して公正取引委員会等のほうから弊害とか懸念が申し上げられている。それを踏まえて、ではどうすべきかという見直しの方向性、具体的な提案まで、3点セットで書いたものでございます。

順序としましては、1枚目をめくっていただいて、最初のページ、目次として立入検査、時系列ですけれども供述聴取、供述聴取の取調べのところは任意と強制を分けて、その他の論点として秘匿特権と、大きく3つ分かれています。

中身を簡単に御説明しますと、次のページ、立入りのところで、今日御議論されるということなので、ここは御説明させていただくと、まず、パブコメで非常に多く出ていたところですが、根拠とか受忍限度がよく分からないという、問題の所在とか必要性の

ところでは、これについては、立入りをする、文書を提出する、そのときに事情聴取、供述調書なども取るということで3つの行為。コピーを事業者のほうを取りたいとなると4つの行為と、たくさん行為があるわけですが、事業者はそれぞれについてできるのかできないのかよく分かっていないということで、今、必要性和見直しの方向性の話を一遍に言っていますが、個別の行為についてできるのかできないのかということをも明記をして、告げていただく必要があるのだろうと、それによって大分解決をするのだろうなと思います。

懸念については、例えば弁護士の立会いまで待っていると、証拠隠滅を従業員が行うとか、弁護士が証拠隠滅を指導するようなことが指摘をされている。

それから、大量にコピーを取りたいとなると、調査をコピーが終わるまで待たなくてはいいのではないかとということも御指摘があったと思うのですが、例えば30分、1時間弁護士が来るまで待たずに調査を始めておいて、到着後も調査を続けるということにするとか、コピーについても、大量なのであれば夜の10時まで調査をするのであれば、10時までの範囲でできる範囲のコピーをその日は取らせてもらう。足りない分は後日取りに行くというようなことで解決してはどうかという御提案でございます。

次、めくっていただきまして、取調べのところですが、これは今後御議論があるときに詳しく述べたいと思いますが、ポイントだけ申しますと、任意と強制を2ページにわたって分けております。

任意のほうのポイントは、大体書いてあることは強制のところと同じなのですが、一番の問題は、パブコメでも一番多かったと思うのですが、任意か強制か分かっていないことで、立会いを求められないとか、コピーや録音録画、メモも全部ですが、事業者の側がそれをできないのだろうと思って主張していない。それによって非常に多くのクレームが出ているというのが現実ですので、クレームを解決する必要性が多分この懇談会に課せられていると思うので、任意なのであれば本来自由のはずで、例えば立会いができないのだったら取調べに応じないと言えればいい話だといっても、言えないとか、知らないから言わないということなので、告知みたいなものが必要になってくるのかなと思います。

強制のほうは、むしろ身柄拘束をされていますので、強制のほうのページを見ていただきますと、独禁法というのは、任意も同じですが、普通の法律と違って解釈が非常に難しい。自分が独禁法違反かというのが一般国民は分からないということなので、アドバイスの必要性が非常に高いということが言われています。

それから、リニエンシーについても早くやらなくてはいけないので、正確に自分の言ったことをコピーしたり、録音録画、メモを取ったりする必要があるとか、そういったことが必要なのですが、これらに対して懸念としては、例えば弁護士が足りないではないとか、従業員が萎縮するとか、検査妨害があるのではないかとことを言われているのです。

これらの見直しについての方向性の提案としては、例えば弁護士が足りないということ

は、弁護士会とか経済界がリストを作って公取に渡すとかすれば解決することで、必要性がなくなるという話ではないと思いますけれども、従業員の萎縮については、希望する場合には従業員の弁護士を立ち合わせるということが必要だろうと思います。

コピーの開示の範囲については、自分のものについては当然認められるべきだという話と、それ以上まで認めて真実発見を早くやるのかという点が、幾つか程度問題で考えられると思いましたので、両方提示をしました。

次のページ、弁護士の介入の程度ということで、先ほど、個別に見ていかないとだめではないかということで、弁護士が立会いをするといっても何をやるのかという議論がありまして、左から右に向かって介入の程度が強くなっていくわけですが、ただ立っているだけ、依頼者から求められたらアドバイスを、不当な介入があった場合のみ介入をする、全く制約がなく自由に介入するということがあるわけです。

これらについて、実態解明の影響として、企業側弁護士が立ち会うと萎縮をするのではないかということに対しては、多分従業員の弁護士を立ち合わせるということで対応しなければいけないと思います。

介入が非常に長い場合については、制約を課すということをするかどうかだと思いますし、不当な質問に対して介入をしていくことについては、不当かどうかということでもめると思いますので、録音録画などをすることで検証可能にすることが考えられると思います。

常に介入できるとなると聴取を妨げる可能性があるのでは、どうかと思いますけれども、いずれにしても、弁護士が立ち会うと実態解明、任意性で後日もめることはなくなりますので、早期の解決には役立つのだろうというプラスの面が共通してあります。

その次のページで、懲戒制度について、公正取引委員会の方から、証拠隠滅を指導したりとかするのだという御懸念がありましたけれども、弁護士法第58条で、何人も懲戒を求めることができるという規定がありまして、この何人もというので、行政からの懲戒請求についても実績があるということだそうです。結構あると聞いております。何人もというときに、例えば公正取引委員会が請求主体になることはできないようなのですが、個人名、例えば審査官のお名前等で請求すればよいということで、実際に今、御懸念されている証拠隠滅について、検察官が懲戒請求をして最近懲戒処分が出ているケースはございますという御紹介です。

次、秘匿特権のスライドですけれども、これは全く別の論点として今後議論されると思うのですが、これも問題としては、特権というと弁護士の特権みたいに勘違いをされる方がいらっしゃるのですけれども、依頼者の秘密を保障するという、職務上依頼者の秘密を知った場合を保障するという意味では押収拒絶権だとか、民事、刑事で既に法律でも日本法で一部担保されていることと同じではないかということが指摘をされています。

必要性とか問題の所在として言われているのは、国際カルテルなどで、日本の企業の代理人には海外の代理人がジョイントでディフェンスをするときに情報がもらえないとか、

秘匿特権がなくなってディスカバリーで外に出ていってしまうことを懸念してということもありますし、自社内でコンプライアンスをしようとしても、いろいろ言うてしまうと外に出ていくということで、正直に弁護士に相談をしたり、いろいろなことを伝えられないということで、コンプライアンスへの阻害があるということが指摘をされています。

これについては、懸念点として挙がっている点は、証拠として使えなくなると言われているものの、決定的な証拠になった例はないと公取の方も回答されていたので、弊害は少ないのではないかとということ。それから、秘匿特権が失われるかという点について、米国の判決が1件だけ紹介をされているのですけれども、海外のパブコメで出されたアメリカの弁護士会やローファームからは、高裁レベルではそういう判決もないので失われる可能性があるという御指摘があるということです。

ですので、見直しの方向性としてはむしろ弊害をなくすものではなくて、範囲をはっきりしていく。どういう範囲で認めるかということ。それから、対象か否か判断が争われたとき、対象を広く主張されたときについては、例えば封筒に入れて裁判官が判断するとか、そういう手続の整備をすることで、そういったことを防止していく。不当なものについて、後は弁護士会の懲戒制度の活用が期待できると思います。

最後に、秘匿特権の具体的なイメージ、これは今後秘匿特権が議論されるときにお使いいただきたいと思うのですが、社内で密告などをされてアンケート調査をして、それをまとめたりして、最後は弁護士に相談をしてアドバイスをもらうというような、いろいろな資料があるわけですが、実際に秘匿特権の対象になりそうなものは、間違いないのは赤の部分、日本の押収拒絶権などで対象になりそうなのが④⑤の下の青の点線、弁護士に事実関係などを提出したものであるということなので、どこまで認めるかという範囲のことを、個別具体的に議論いただいたらどうかと思います。

この資料の趣旨は、たたき台のようなものがないと、どのあたりまでという程度問題を議論するものが多いので、今後の懇談会でも配布いただければと思います。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それから、本日御欠席の河野委員からも意見が提出されておりますので、こちらについては事務局からポイントを簡潔に説明をお願いいたします。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 それでは、河野委員からいただいております御意見でございます。

目的別の御議論を前提に紙を出していただいておりますので、提出していただいている紙のうち立入検査と関係しそうな箇所について御紹介を申し上げたいと思います。

まず、1番「今後の議論の在り方について」ということで、お書きになっておられます。

独占禁止法違反行為は密室で行われるものであるということで、これを明らかにする力は消費者・国民にはないということで、公正取引委員会の活動によって消費者・国民がこのような違反行為による被害から守られているということでございます。

それから、公正取引委員会の実態解明機能が低下することは、消費者・国民の権利が保障されなくなることと同じであって、公正取引委員会の実態解明機能の向上は公正取引委員会の都合ではなくて、消費者・国民が求めているものであるという御意見でございます。

また、パブリックコメントに関してでございますけれども、パブリックコメントにおける多数意見が全てを決定するものではないという御意見でございます。意見募集をすれば公正取引委員会の調査対象となった事業者やその代理人からの意見が圧倒的多数になるのは当然であるということで、声が聞こえづらい一般消費者の利益を確保するための手続という観点で考える必要があるという御意見でございます。

次に、「物件の検査当日の謄写について」の御意見でございますけれども、これについては、現行の公取の運用でも原則として謄写は認めておいて、立入検査に支障が生じる場合には後日の謄写を認めているということで、これで何か問題があるのかという御意見でございます。さらに全てのコピーを当日中に行うことはそもそも現実的ではないのではないかと御意見でございます。

2 ページ目の(2)と(3)は供述聴取の関係でございますので割愛させていただいて、(4)秘匿特権は立入検査のときに問題になる話でございますので御紹介しますと、少なくともアメリカの反トラスト法やEUの競争法と同等の当局の調査の非協力に対する執行手続上の厳しい制裁とセットでないといけないという御意見でございます。

欧米とは異なって、調査協力が得られにくい制度の下、公取と事業者側が対立しているという現状では、秘匿特権を導入することによって証拠の隠滅、権利の濫用が行われる可能性が高いという御意見です。少しでも事業者に不利となる証拠を開示しないようにすることは弁護士としてはクライアントの利益を守るという正義にはかなうかもしれませんが、社会的な正義とは言えないのではないかと御意見でございます。

次に、「制度・運用についての知識の共有について」ということでございますけれども、手続保障の要望の中には刑事においてすら認められていない手続保障もあるということで、そもそも独禁法違反が疑われるような事件における防御権を一般刑事事件における被疑者・被告人の防御権と対比して議論することには大きな違和感があるという御意見でございます。

ただ、供述人の不安を軽減することは望ましいというお考えでございますので、立入検査や供述聴取に関する指針を作成するなどして手続の透明化を図ることによって解決すればよく、かつ、それで足りるのではないかと御意見でございます。

以上でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、今日は立入検査の部分につきまして御議論いただきたいと思いますので、ほかの御意見のある方、お願いします。

青柳委員、どうぞ。

○青柳委員 立入検査に関して、榊原委員から、審査官ができるものとできないもの、任

意か強制かの区別をはっきりさせてほしいという意見が出されました。この点に関しては私もそう思います。もっとも、その点は、立入検査の手續のガイドラインに審査官の権限の根拠と内容を明確に記載し、これを周知していただければ多分解決するのではないかと気がいたします。

弁護士の立会いですが、実務では立入検査に関し、検査の実施に支障がない範囲で立会いが認められているということですから、問題は、これを権利として認めるかどうかということになります。私は、立入検査において、弁護士の立会いを権利としてまで認める必要はないのではないかと考えています。実務の現状で当事者の手続的保障に欠けるところはないように思われます。

弁護士・依頼者間秘匿特権に関してですが、これまでに申し上げていきますように、この問題は、ほかの行政分野、ほかの法分野にもかかわるものであり、これを独禁法の分野においてだけ特に認めなければいけない必要性ははっきりしないように思います。秘匿特権が認められていないと、国際的な事件を取り扱う上で支障があると言われますが、その問題はほかの行政分野とか、ほかの法分野に関しても生じるのではないのでしょうか。秘匿特権は様々な分野でこれを認めるべきかどうかを検討すべき課題であり、独禁法の分野だけでその導入の可否を議論するのは適切でないように思われます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

川島委員、どうぞ。

○川島委員 立入検査時の弁護士の立会いと、提出資料謄写などについて申し上げます。

今、青柳先生がおっしゃったことと大分重なりますが、一言で言いますと現行の運用ルール、運用実態を指針なり何らかの形で、調査する側もされる側もみんなが共通で認識をすることができる、まずそれをやるべきだと思います。

と申しますのも、調査の場面場面によって認められたり、認められなかったりといった恣意的な運用がされるですとか、あるいはそういうことを知らなかったから、調査される側が弁護士の立会いを求めたかったのだけれども遠慮して躊躇して求めなかったことを後になって後悔するということもあるのではないかと思います。

したがって、実際書きものとして、現状はこうなっていますということが明らかなかわけですので、そのことを何らかの形で誰もが共有できるようにするというのが、第一の基本だと思っております。

付け加えますと、立入検査時において、御指摘のありました任意、強制部分の範囲を明確にするですとか、弁護士立会いの可否を明らかにする一方で、検査妨害を調査当局のほうは懸念されているというお話もありましたので、やっていいこと、やっていけないこと、やれること、やれないこと、そうしたことについて、広く明らかにしたほうがよいと思います。

加えまして、企業においても、また、調査当局においても、今、申し上げたような内容

が適切にどの場面においても運用されるように、パブコメにもありましたが、教育・訓練の重要性についても指摘しておきたいと思います。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

三村委員、どうぞ。

○三村委員 先ほどの調査開始時における任意か強制かということについて、基本的にこれはきちんと最初から明示されるべきである。それを明確にした上で、調査手続にのっとりて粛々に行われるということですので、今、お二人の委員がおっしゃいましたように、指針での明確化、あるいはガイドラインをきちんとお出しになること、できましたら、その場で文書としてそういったものが提示されることがあればいいのではないかと思います。

弁護士の立会いということに関しましても、もちろん立会いしてもよいということを前提として、ただ、弁護士の方がいらっしゃるまで作業が開始できないということは、いろいろな状況からすると無理だと思いますので、立会いしてもよいということが指針かどこかで明示されているということであればいいのではないかと思います。

もう一つ、弁護士秘匿特権ということについてですが、私は榊原委員が整理されたことにつきまして、基本的には検討しておく必要があると感じております。その理由は、独禁法違反事件が大変複雑になってきている、あるいは国際的な関連があるという形の中で、弁護士の方がいろいろな形で企業をサポートしたり、相談に乗ったりするということは当然あり得ることだと思いますが、どこまでやっていいのか、あるいはどういった文書が対象になるのかならないのか、そういった話は当然あると思います。

先ほど榊原委員のほうで、この範囲という形で明示されたのですが、これについてもいろいろまだ御議論があるのではないかと思います。定義とか内容とか枠組みをきちんと限定し、ここまではそういった中に入るのかもしれないということについてのルール化はあってもいいのではないかと考えております。

ただ、榊原委員の資料で、私なりにここのあたりはどうかなと思いましたが例えば相談したという事実そのものが秘匿特権の対象になるということではないし、添付した資料は秘匿特権の対象にはならないということとか、そういったところの整理をきちんとした上でこの問題を処理することが非常に大事ではないかと感じました。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

矢吹委員、どうぞ。

○矢吹委員 ありがとうございます。

立入りについては、私も含めて独禁法の実務をしている弁護士はかなり立会いもしていますし、その中で起き得る問題点も御指摘させていただいているところです。

私は、立会いは公正取引委員会にとっては実態解明に必要だと思います。海外では立入りは事前に事業者に言ってからするところもあるようですが、日本で、私も立会いがある

と危惧して証拠を隠すという例は散見していますので、立入りは秘密裏に行い、実態解明に資するような証拠を、データも含めて確保するということが、リニエンシーの申請とともに、2つの重要な公正取引委員会の審査行為だと思います。

他方、さはさりながら、防御権の保護という点で守られるべきものをきちっと確保していくのが必要だと私は思います。それは立法というよりはガイドラインの中で、ないしは現在は審査規則がありますが、その規則により分かりやすく具体的に示していくことが、立入りについては一番良いのではないかと思います。

私がワーキングの中で議論した中では、当日のコピーを、本当はかなり取らせていただいているのですが、それも様々に取れたり取れなかったり、実際に公取に行くとコピー機を持ち込まなくてはいけないので大変煩瑣なものですから、できるだけコピーは取れること、どの範囲で取れるかということを確認にさせていただければよいと思います。従業員のインタビューも、どなたかおっしゃったようにリニエンシーの申請は非常に重要です。その場で聞いてすぐに様式3を出さなければいけないので、そういう意味において一定の範囲でその目的を理解していただいて、インタビューの時間をいただくなりといったことを明記して書いていただければ、私は実務上は問題ないのではないかと思います。

弁護士も行ければ立ち合わせていただいていますし、その立入時のやり方、これもまちまちですけれども、最近はいろいろと立入時に打合せをさせていただきながらさせていただく実態があります。そういったことはガイドラインないしマニュアルに書いていただければ、全国の弁護士も理解し、私たちも啓発活動をしなければいけないと思っていますが、そういうものを含めて全国の弁護士が独禁法になじむようにしていただかなければいけないと思います。もちろん証拠の隠滅等は絶対にしてはいけないということを依頼者に徹底することも含めてという話になります。

もう一つ、弁護士・依頼者間秘匿特権については、日弁連の意見書にもかなり書きましたけれども、入れるか入れないかよりは、まずどういうものかを議論していただきたいというのが私の希望です。何人かの方はおっしゃったように、弁護士・依頼者間秘匿特権の対象となる文書がどういうものかということをも十分理解しないと、証拠隠しをするようなことがあるのではないかという危惧感も払拭されませんし、各国で認められているものはかなり限定的なものです。日弁連の意見書ではEUの記載もありますが、アメリカその他も参照していただければ、かなり限定されていることが分かります。

もう一つは、万が一濫用行為があったときに何ができるのかという防止措置を考えていただいて、それには独禁法の処罰規定もありますし、榊原委員もおっしゃったように、懲戒も弁護士会に用意されています。弁護士会の懲戒は公明正大に裁判官、検察官も入って実施していますので、そこでの不信感はお考えいただくなくてもよいのではないかと思います。

長くなりましたけれども、以上のように、弁護士・依頼者秘匿特権については入れる入れないを先にするのではなくて、中身をより検討した上で最後に決めるようにしていただ

ければと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、川出委員、どうぞ。

○川出委員 立入りの際の物件提出資料の謄写と弁護士の立会いについて、意見を申し上げたいと思います。

最初に、謄写のほうですが、まず、それが権利として認められるべきかどうかという点については、それを何のために認めるのかという目的に関わる問題だと思います。中川委員が御指摘になったように、仮に、それが適正な主張・反論のためということであるとすれば、当日に謄写する必要は必ずしもないわけです。審判規則により、その後に、留置された物についての謄写が認められていますので、それで十分であり、立入検査当日の謄写を権利として認める必要はないということになるだろうと思います。

それから、もう一つ主張されていることは、資料を持っていかれてしまうと業務上支障が生じるので、当日に謄写させてほしいということです。そのような必要性があることは、そのとおりだと思いますが、ただ、それは防御とは別の話ですから、防御権の一環として謄写を認めるべきかという問題ではありません。そうしますと、この観点からの謄写の必要性があるということであれば、権利としてではなく、現在公取委が行っているように、運用として、可能な範囲で謄写を認める枠組みで対応すれば十分だと思います。そして、その場合に、可能な範囲で当日の謄写を認めるということを告知することも考えられると思います。

それから、弁護士の立会いについてですが、これは、恐らく、立入検査が本来必要のない範囲にまで及ぶとか、あるいは、関連性のない物まで留置されるという懸念があるので、弁護士が立ち会うことにより、それをチェックする必要があるということであろうと思います。弁護士がそのような監視機能を果たし得ることはそのとおりだろうと思いますけれども、ただ、これを権利として認めるということになると、立入検査の際に、弁護士さんが現場にいらっしゃるまで待つことにならざるを得ないと思います。しかし、そうなりますと、その間に証拠隠滅がなされる可能性がありますし、そもそも、弁護士の方が来られない限り立入検査ができないということになって妥当でないと思います。したがって、ここでも、権利として立会いを認めるのではなく、実際の必要性に合わせて、運用において事実上認めるという形にしたほうがよいだろうと思います。

その上で、権利ではありませんので、当然に告知義務が生じるというわけではないのですが、この場面でも、運用上、来るまで待つことはないという前提で、弁護士さんと呼べるということを、立入調査の際に事件関係人に告知するということはあり得ると思います。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

今井委員、どうぞ。

○今井委員 ありがとうございます。

今、川出委員がおっしゃったことと、少々重複している意見ですが、重複していないところといたしましては、先ほど立入りの際に押収される書面等についての謄写の御希望があったということで、それがリニエンシーの申請のためにも必要だという御意見があったわけですが、リニエンシー申請は、とりあえず違反行為の概要というものを自認して報告するという制度であったと思いますので、謄写を認めるとしてもそれに必要な限りで足りるのではないかと思います。また、今日も御意見があったと思うのですが、そうした必要な限りでの謄写は、現在の運用からそれほど離れてはいないと思いますので、そうした謄写が可能であることを告知することで随分事態が改善されるのではないかと思います。

もう一点は、弁護士の立会いあるいは弁護士の秘匿特権に関連してですけれども、今日一番最初に、一定の目的の下でどういう制度があるかという区切りと、手続の流れ、時系列に沿ってという区切りがあって、今日は後者でいっているわけですが、今の川出委員のお話あるいは矢吹委員のお話からも分かると思うのですが、時系列で見ていくのは分かりやすくはありますが、大きな問題が出たときには目的に遡って検討する必要があるということに改めて申し上げたいと思います。

弁護士の立会いでありますとか、あるいは弁護士秘匿特権に係る問題も、要は防御権を十分なものにするためにはどういう援助が可能かという観点から、目的に照らして検討すべきだということに改めて申し上げたいと思います。

それから、矢吹委員がおっしゃったように、弁護士秘匿特権について賛否を議論する以前に、それがどういう権利なのかというイメージをここで共有することはとても大事だと思います。

その観点から申しますと、本日も資料4として在日米国商工会議所から資料が出ているのですが、これはかなり一般的なペーパーだと私は思いました。この懇談会で議論しているのはあくまで行政調査の局面であり、あるいは独占禁止法の問題ですが、資料4に書いてありますのは、刑事事件を念頭にしたコモンローの発展を踏まえたものです。こういう大きな観点から弁護士秘匿特権を捉えてしまいますと、事業者と従業員との利益相反が入ってくる場面、それをこの懇談会では議論しているのですが、そういった限定された状況を念頭においた細かな議論をすることはできませんので、注意が必要だと思います。

それから、同じことは、榊原委員が出された資料にも言えるかと思います。こちらは、大変参考になるのですが、その中での弁護士秘匿特権のイメージとしてお書きになったものも、あくまで1つの整理でありまして、かつ、これは大体アメリカの理解に基づくものだと思いますが、矢吹委員も言及されたと思うのですが、アメリカとヨーロッパでは、随分、権利の捉え方が違います。ヨーロッパでも大陸法とイギリス法で違いますし、大陸法の中でもフランス、ドイツでも随分違ってきますので、本当はどこかでそういう問題をきっちり議論をしなければ、これまた雲をつかむような話になるのではないかと危惧しておりますので、是非その点は御留意していただければと思います。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

泉水委員、どうぞ。

○泉水委員 ほとんど既に多くの方が言われたとおりなのですが、第1点は基本的には立入検査の問題というのは、要するにガイドラインなり指針を作って明確にすることと、それを当日当事者に対して、何ができるか、何ができないかということも含めて示すということに基本的には尽きるのだと思います。

ただ、もう少しここに出てこなかったことを申しますと、例えばその日にコピーできなかった場合に事後にコピーするというお話ですけれども、その際に目録がいい加減だからという話がありまして、公取委はちゃんとしていると言われて、どちらが正しいかはもちろん分からないわけですが、そうであれば、指針とかガイドラインの中でこういう目録を作るのだということをルール化というかどうか分かりませんが、明確にするということが必要だろうと思います。

さらに、事後のコピーについても、コピー機を持っていくという話が今日も出てきましたけれども、実態はよく分からないのですが、例えばカメラで写真を撮ることもできるという気もするのですが、ともかく以前申し述べましたが、コピー機を1台でいいのだと思うのですが、審査の部署に置いて、それは部署のための専用のコピー機である。ただし、それは当然費用は払っていただきますという形ではっきりさせればいいのか、すべきではないかと思っております。

それから、弁護士・依頼者間秘匿特権の話でありますけれども、これはこの後2回目か3回目に論じられることだと思いますが、これについてもお話がありましたが、こういう制度を導入するのであれば、通常この制度自身について相当詳細に外国でどうなっているかということ調べて、それで初めてその制度を導入するかを議論して、これまで来たと思うのです。これは独禁法だけではなくてほかの法制度でもそうだと思います。そういう意味では、アメリカ、ヨーロッパ、先ほどお話がありましたとおり、ヨーロッパはEUと加盟国、加盟国間ではそれぞれ違うと聞いておりますので、それについて、どこまで詳細か分かりませんが、榊原委員が示されたような、どの資料がどこまで対象か分かるようなレベルで具体的に各国の状況がどうなっているかを明らかにする。多分事務局がされるのだと思うのですけれども、そういうことが必要なのではないかと思います。

それから、判例も、一般的な判例ではなくて、個々のこのような行為、このような文章、このような内容については判例で認められるか、認められないか、どういう判例があるかということも含めて、大変なことで自分はしたくはないですけれども、そういうことをしないと議論ができないのではないかと。

あと、次々回、3回目だと思うので、まだ時間の余裕がありますので、これをしていただかないと多分議論ができないかなと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

大沢委員、どうぞ。

○大沢委員 ありがとうございます。

申し上げたいのは、私は今日は書面で出されている河野委員のおっしゃっていることに非常に共感を覚えます。河野委員がおっしゃっているとおり、実態解明機能の向上というのは消費者・国民の権利を守ることという視点は忘れてはいけないと思います。もし今回のいろいろな手続を入れて、実態解明機能が損なわれることになるとうるかと言え、カルテルや談合が行われる。そうすると、消費者は何も知らないうちに必要以上に高い商品を買わされて、公共工事の場合に談合が行われれば税金がむしばまれるわけです。ですから、防御権は大切だと思いますけれども、その結果、実態解明機能の低下につながる制度改正は国民の理解は得られないと思います。

そういう観点から今回の立入りのことを考えますと、全ての立入調査のときにコピーをするというのは素人から見てもかなり調査に支障を来すのではないかと思います。ですから、そういったことについてはきっちりどこまでできるということを、他の委員の先生方がおっしゃるとおり、ガイドラインをきちっと決めて明確にしていくことが必要なのではないかと思います。

それから、秘匿特権のところは、国際的なグローバルスタンダードということもあるのだと思います。ただ、一方で、世界的に今、カルテルについては非常に厳しい見方がされているので、万が一新たな制度を入れることによって、実態解明機能が損なわれて、日本だけがいわゆるカルテルといったものに緩い国になってしまうとなると、かえって日本市場に対する国際的な信頼を失うのではないかとということをお慮します。

ですから、この秘匿特権について、私どももなかなか素人ですので分かりませんので、どういうものなのかということは是非教えていただきたい。それで一部の委員がおっしゃっているとおり、これがコンプライアンスの向上につながるのであれば、確かに検討する余地はあると思います。ただ、立入検査の後のお話を聞いていると、そういったときに必要だとおっしゃるのですけれども、そうすると、それはそもそも何のために必要なのかということをお慮した場合に、企業側からすれば既にリニエンシーで一定程度の情報が公取にもたらされて、その後で立入りをされていらっしゃるわけですね。そうすると、その後で立入りを受けた企業は、後のリニエンシーをして、何とか課徴金をまけてほしいということで、いわば課徴金を何とか軽減してほしいためにこの秘匿特権が使われることになると、私ども、特に消費者の側からすればやや理解ができないところです。

ですから、この秘匿特権の議論をするときに、目的ということが最初のところにありますけれども、何のために秘匿特権が使われるのか、何を目的として場面場面で秘匿特権を使いたいとおっしゃるのかということはお是非説明していただきたいと希望します。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございました。

今井委員、どうぞ。

○今井委員 1点だけ、よろしいでしょうか。

今、大沢委員が言われたことを聞いていて、弁護士秘匿特権のことは追って議論することだったのですが、私が考えていたのと同様のことを大沢委員もおっしゃったので、若干付け加えさせていただきます。今回、パブリックコメント等でも弁護士秘匿特権を認めることが事業者のコンプライアンスのレベルを上げるという主張が多いのですが、それは間違いであるという学説も大変有力だということを指摘させていただきます。

どうしてかということ、事業者が違反を認め、リニエンシーを申請すると同時にコンプライアンスに努めるというのは矛盾した話であるからです。リニエンシーを申請することは違反を自認しているわけで、かつ、その際に弁護士と相談しても過去の違反行為は変わるわけではなく、コンプライアンスのレベルが遡及して向上するはずがないのです。将来に向けて善い行動をするための諸活動もコンプライアンスと言われているのですが、それはビジネスに関するアドバイスの問題であり、弁護士と相談することで将来の違反行為の抑止はあり得ますけれども、今、ここで問題にしている違反かどうか、自認された違反行為についての事実を変えることはできません。

ですから、今後の議論で注意していただきたいのですが、弁護士秘匿特権を認めることによってコンプライアンスのレベルが上がるというのは、そのコンプライアンスの中に将来の事業活動に係るビジネスモデルを取り込んだ発想であるということで、少なくともヨーロッパでは大変批判されている理解ですので、こういう意見があることを留意していただきたいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

舟田座長代理、お願いします。

○舟田座長代理 今の流れで、私も違反事実が摘発された後なのか、それとも自主的に会社が自分でコンプライアンスの一環として調査をして違反事実が見つかったのかが大事だと思います。ですから、今日の榊原さんの提出されたペーパーの一番最後のページ、これは大変うまくできている流れだと思いましたが、全く自主的に社内通報を受けて調べたという話なのか、それとも、公取の調査がどこかに入って慌てて調査をしたのとどちらなのか。これを見ると公取調査は関係ない、自主的にコンプライアンスの一環としてやっとなら、それを認めてくれと見えますが、もしそうであれば、もう一つ別に公取の調査が入ったその後のことはどうなのかというのを、もうちょっと絵を描いていただけると分かりやすいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

矢吹委員、どうぞ。

○矢吹委員 弁護士・依頼者間秘匿特権は、おっしゃるように2つあって、立入等審査を始める前と後の2つあると思うのですが、コンプライアンスというのは、私はむしろ前の

ほうの一般的な弁護士の方に、こういった事業活動は独禁法違反になるのですか、何か問題があるのですかということ相談して、それについて、例えば違反になる可能性があるとして書いてあればどのように改善していくかということをもた意見書等の書面にして出す。それを徹底するためにコンプライアンスのマニュアルを作ったり、トレーニングをしたりするということだろうと思います。

他方、立入りがあった後のコミュニケーションというより、むしろ防御権のほうが重視されるべきではないかと思えます。つまり、立入りをした後に事実を把握して、何が被疑事実でどこまでが違反になるのか。ないしは、国際的に言えば、どの国でどういう手続をしたらよいのかというのは、正に弁護士と依頼者が時間のない中で一生懸命考えて、助言をしていく。それも国際カルテルであれば、複数の法域の弁護士とやり取りをするわけですから、非常にインテンシブにたくさんの情報が飛び交います。そういった情報が全て対象にならずに提出しなければいけないような事態になれば、防御権には随分支障があるのではないかと思えますので、対象文書も場面で分けて考えていただければと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

及川委員、どうぞ。

○及川委員 立入検査防御権の論点という榊原委員のペーパーですが、今までともすれば防御権を強化してくださいという意見と、実態解明が阻害されるのではないかという大きな対立軸で議論されてきたのですが、そういった懸念も入れての見直しの方向を見せる提案ということで、中小企業にとっては大変有意義なペーパーだと今、拝見させていただいています。

その中で、各委員おっしゃっていましたがけれども、何がよくて何ができるのかという明確なものが事前にあること、経営者の判断ができることと、特に中小企業にとって重要なのは、告知をしていただく、要するに告げていただくことがすごく重要だと思います。立入りという場面で、不意に調査が入ってきますので、何か気が動転して言ったことがということがそもそもの問題です。ですから、ガイドライン等で何ができるのかということ、これについては弁護士の立会いができるのですよとか、コピーができるのですよということをお告げしていただく、中小企業に寄り添っていただくことが極めて重要だと思っております。これは権利とかというよりも、むしろ実質上きっちり運用されれば、今までのような調査に入られた中小企業からのこのような多くの不満が今後なくなるのではないかと思います。このペーパーについて高く評価をしたいと思っています。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

榊原委員、どうぞ。

○榊原委員 先ほども申し上げたことになりますので、繰り返しは避けたいと思えますけ

れども、ガイドラインで、運用でという御意見と、当日やれること、やれないことを明示すべきだという2つのポイントについてなのですが、及川委員もおっしゃいましたけれども、独禁法というのは例えば金融関係の人が金融関係の法律にすごく詳しいというのとはちょっと違っていて、個人事業者みたいな人も含むと思いますが、全ての事業者が精通しているかという、なかなか独禁法のことには分からない。弁護士でも競争法のエキスパートでないと分からないと言われていたような分野ですので、特に一般の企業の社員が何がどこまでできるということは全く分からないということもあるので、なかなか周知といっても、例えば公正取引委員会のホームページに貼られていても、それを読む人ももちろん余りいないでしょうし、読んで理解をできるかという問題もあるので、権利ではないものの、告知をする義務は必要だろうなと思います。

川島委員もおっしゃいましたけれども、それがやれること、やれないことを分かりやすく、今、パブコメ意見であるとか、経済界や弁護士の人が指摘をしているここに挙がっている項目については何がどこまでできるということを、ガイドラインで書いたことの簡単なバージョンでいいと思うので、その場で提示をいただきたいと思います。

それから、秘匿特権については、私も導入するしないの前に、範囲を明確にすることには大賛成で、例えばフランスなどでは随分違うし、アメリカとは違うというのであれば、例えばどういうものを導入すべきかで議論は変わってくると思いますので、私の資料もこれではお聞きをしていると不十分かなと思いますので、例えば日弁連に秘密保障のワーキングチームが今年の4月に発足しているということなので、例えばそちらの方は第3回に来ていただいて、資料を作ってくださいかどうかは、他人のことなので依頼してやってもらえるかは分かりませんが、少なくともここで議論をしているときに、質問したら回答をいただけるような人がいないと心もとないということで、御提案をしたいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

村上委員、どうぞ。

○村上委員 秘匿特権も今、全ての刑事とか何とかに入れようと思ったら、多分通る話ではないと思うのです。独占禁止法違反だけとりあえず弁護士・クライアント秘匿特権を入れてみたらどうかというのが今、議論しているところです。それで実際に、どこで立証困難になっているかという、実際にはそれによって立証が困難になっていることはない。日本でも公正取引委員会の説明でも、今まで別に秘匿特権が認められなかったからといって立証できなかった事例はないという説明だったと思いますが、そのとおりだと思います。

したがって、独占禁止法だけで入れてみるかどうか。ただ、この秘匿特権の問題というのは、私が何度も言うように、欧米ではできているというのが、逆に先ほど言ったように調査権についてリニエンシーでも、裁量型課徴金でも、きちんとその手当ができていますからきちんと立証できていることは間違いのないわけなので、したがって、これも結局とりあえず独占禁止法で入れてみるかという議論をするとしても、その後の裁量型課徴金とかり

ニエンシーの使い方の議論との兼ね合いでやれば、とりあえず独占禁止法で入れてみても弊害はないのだというのが多分結論だろうと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

三村委員、どうぞ。

○三村委員 先ほどの告知についてということなのですが、中小企業団体のほうから、中小企業の立場に寄り添ってほしいとか、そこでいろいろと混乱が起これないようにということで、できるだけ周知徹底あるいは啓発、啓蒙活動が必要だということでございます。

私はそういう形で運用していただくことがいいのであって、告知を義務づけというのは少し踏み込み過ぎという感じがいたします。

これから指針を作っていただくということをきちんとした形でやっていただければ、恐らく中小企業団体に対しても啓蒙、啓発活動が行われると思いますし、その過程で改善していただくのがいいのではないかと思います。義務づけということまでは必要ないというのが私の意見です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

中川委員、どうぞ。

○中川委員 この検討会の最終的なところが法改正なのか、それともガイドラインを書けばいいだけなのかということにもあると思うのですが、今、告知を義務づけるのは行き過ぎではないかとか、あるいは立会いを権利として認めるというあたりも議論があったと思いますけれども、例えば委員会の規則で、あるいは文字どおりガイドラインでもいいと思うのですが、手続的なことですから行政機関自らが自らを義務づけることはできるわけですから、それを書けばいいだけだと思います。必ずしも法律に書く必要はない。そういう意味では今日の議論は結論的にはかなり収束したような感じがするのです。

運用を要綱とかに書いてしまえば、内部的に明確にすることになりますので、それで十分な話であると思います。例えば、告知ですが、これが強制なのかそうでないのか、これを必ず相手方に書面で示すとか、弁護士さんについて立会いは認めるけれども来るまで待つわけではありませんよというあたり、そういうことも相手方に告知することについては、恐らく結論的にはどなたも異論はないのではないかと思います。法律にする必要はない。手続問題ですので、規則で十分に法的にはできる話だと思います。

ですから、秘匿特権以外のところについてはかなり収束しているのではないかと思います。

秘匿特権は、先ほどの榊原委員の資料の最後のページで赤いところがございますね。最低限ここはということの右側だけ、弁護士からの回答部分だけは出さない、当該事案に対する対処についての回答だけは出さないと、そこは絶対譲れないという最低限のところをお示しいただくと、少し議論がしやすいのではないかと。どうしても秘匿特権という言葉が独り歩きしています。とにかく弁護士に相談すれば全部隠してもらえないかと

いう誤った議論を防ぐためにも、その限定をしないと恐らく議論は進まないと思います。

それから、あと目的ですね。どうもうかがっていると、秘匿特権として弁護士側からの回答を隠すことは、結局この後不服申立てをしたり、あるいは訴訟をするということで、敵同士になる可能性がありますから、手の内情報を相手に知らせてしまったら訴訟手続の意味がないと、そういう意味での本来の防御なのではないか。もしそうであれば秘匿特権の対象は、言ったように弁護士の回答の部分だけでいいことになるかもしれません。いずれにせよ、何のためにやるのかというところがいま一つはっきりしておりませんので、秘匿特権制度の目的と、その目的からすると最低限ここだけは秘匿だということ絞っていただくと、そんなに議論は混乱しないのではないかと思います。

2点申し上げました。

○宇賀座長 ありがとうございます。

矢吹委員、どうぞ。

○矢吹委員 先ほど榊原委員が言った日弁連の通信秘密保護ワーキングは私も委員なのですが、今回もそのワーキングと一緒に意見書を書いたのです。多くの外国の弁護士会から意見書が出ているのも、そのワーキングというか、日弁連がこの問題に弁護士・依頼者間秘匿特権について情報を提供してほしいということをお願いしたところもあります。

したがって、情報は日弁連のほうから出すことはよいし、課題をいただければ公正取引委員会のほうから海外の関係機関に聞いていただくのもいいですが、弁護士会を通じて民のほうで情報提供することも可能です。

ただし、ワーキングはまだ始まったばかりで、今、中川先生がおっしゃった1番のところは非常にセンシティブです。どこまで認められるか、ワーキングは独禁法だけでないので、幅広くこれからの議論になりますので、そこは意見を申し上げられないと思いますが、各国でどうなっているかということについては調査した結果は御報告できると思います。

最後に、私の意見ですけれども、弁護士の意見を述べる前提としては、メモランダムでもそうですけれども、論点を書いて、事実関係を聞いて、意見を述べるもので、事実関係を踏まえた意見なのです。事実関係を聞き取るといったところは、正確な情報が来ないと意見になりませんので、意見の部分だけが対象となると、依頼者が十分に事実を教えてくれなかったり、ないしは弁護士もなかなか聞いた事実関係が全部公正取引委員会に知られるところになるというと、むしろメモランダムは書けませんと言ってしまうざるを得ない場合があると思います。そういう意味で、後に意見書を作られる過程の事実関係については含まれるのではないかと思います。もちろん、当時のカルテルをしたときの証拠類、これは一切含まれないのでeメールとか会社の中の書面は、これが添付であったから認められるなどということはないと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしますと、今日いただいた御意見をまとめてみますと、立入検査について、具体的

にどういった形で検査が行われて、検査を受けた者がどういったことができるのかについて、詳細なマニュアルを作る。それを公表する。その中で、榊原委員からも御指摘がありましたように、任意なのか強制なのかということも相手方に明確にする。

それから、弁護士立会いに関しては、弁護士の立会いが認められているのだということもそこで明確にするということです。ただ、弁護士の立会権まで認めるというわけではないので、弁護士が来るまでは調査しないということではなくて、時間がかかるようなときには検査ができるようにするということ。

それから、ガイドラインの中でマニュアルを公表する、そしてそれを広く周知する努力をすると同時に、実際に検査に当たって相手方にも概要を伝えるようにするというところについては、おおむね合意ができたかと思えますけれども、公取のほうはいかがでしょうか。それで何か実態解明に問題が生じるとか、そういったことはございますでしょうか。

○松尾公正取引委員会経済取引局長 公正取引委員会といたしましては、審査手続の透明性を向上させることは極めて重要だと認識しておりますので、今日いただいた意見も踏まえまして、審査手続に支障が生じない範囲でこれから検討させていただきたいと思えます。

○宇賀座長 それから、弁護士・依頼人間の秘匿特権につきましては、今日、いろいろな御意見を伺いまして、そもそもどういったものを念頭に置くのか。特に諸外国の制度といっても国によって様々ですので、そのあたりについて調査を深めて、資料を出していただいて、改めて検討をする必要があるかと思えますけれども、その調査ですが、事務局のほうで例えば今、矢吹委員からもお話がありました。御協力を得ながら資料を用意していただくことは可能でしょうか。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 秘匿特権については具体的なイメージがないと議論ができないという御指摘がたくさんありましたので、どこまでどのタイミングでできるかということがございますけれども、次回の懇談会までは10日ちょっとしかございませんし、次回は少なくとも供述聴取の関係でかなり議論がなされるかと思えますので、こちらをやっていただき、今日は第7回で、次回が第8回で、第9回までの間に少し時間がありますので、その間にこちらのほうでもいろいろ調査をさせていただきます。全てのお知りになりたい事項が埋まっているか自信はございませんけれども、少なくとも現状、例えば範囲についてはどういうところが論点になりそうなのか、あるいは濫用の防止措置についてはどういうところが論点になりそうなのか、諸外国はそういうところについてどういう対応を採っているのかというところが、ある程度イメージができて、具体的にこのところはこうすべきではないか、このところはああすべきではないかというような御議論の参考になるようなものを用意させていただければと思えますので、そこはこちらの事務局のほうで考えさせていただきます。

○宇賀座長 それでは、矢吹委員も御協力をお願いします。

それでは、次回ですけれども、今日は立入検査のところを中心に議論しましたが、次回のテーマについて、事務局としてはどのようにお考えでしょうか。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 今回、立入検査について御議論いただきまして、次回は事情聴取が中心になるかと思っております。事情聴取といたしましては、一番大きく問題になるのは恐らく弁護士の立会いの話、可視化の話、あるいはそれと関連するのかもしれませんが、調書の写しの交付、メモの話、恐らくそのあたりが中心になるかと思っております。

それぞれの点につきまして、これまでどういう議論が出ておったかというのは、ある程度、資料の2-4を御覧いただければ分かると思いますので、2-3に類する資料につきましては、ちょっと作り直させていただいて、どういう論点になっているのか、あるいは先ほど目的との関係を意識することが重要だということがございましたので、目的別に分けるわけではありませんけれども、どういう目的からそういうものが必要とされているという指摘がこれまで出ているのかということでありますとか、あるいは実態解明との関係でこれまでどういう指摘が出ているのかということは、ちょっと整理させていただいた表を作らせていただいて、次回は事情聴取に関する個別の論点を御議論いただければとよろしいのではないかと思っております。

○宇賀座長 次回は事情聴取のところを中心にとということによろしいでしょうか。

榑原委員、どうぞ。

○榑原委員 先ほど公正取引委員会のほうから、ガイドラインを作成してとかということをお承諾いただいたのだらうと思うのですが、例えばガイドラインに今日言われたことがどう書かれていくのかとか、当日見せるものはどういうものなのかというのを、もちろん次回までというつもりはないのですが、どこか秋までの時点で簡単なものをイメージとして見せていただけないかなというお願いと、パブコメの意見で事務局の構成についての御質問があったと思うので、もし可能であれば教えていただきたいと思っております。

○宇賀座長 最初の点ですけれども、この懇談会の中で今日皆さんのほうから御要望のありましたようなマニュアルについては、完成版でなくても大体こういったことが含まれるというものを用意していただくことは可能でしょうか。時間的な問題もあるかと思っておりますが。

○松尾公正取引委員会経済取引局長 現在、この独占禁止法の審査手続に関する懇談会で、今回の立入検査に限らず、いろいろな論点について御議論いただいております。その議論の結果として何らかの成果物が出てくるのだと思います。その全体がどういうことになるのかということも踏まえた上で検討しないといけないということもございまして、立入検査のところだけについて、まだ全体についての検討の途上で、この懇談会に出せるかどうかということにつきましては、ちょっと難しいなという感じがいたしますが、いずれにしても持ち帰って検討させていただきたいと思っております。

○井内独占禁止法審査手続検討室長 あと、お尋ねがありました今の検討室の、私、室長以下のということですね。私は内閣府プロパーでございます。それと、管理職2名おりますけれども、公取です。課長補佐クラスが民間の方と経産省、法務省となっております。

あと、係長と係員で事務をやる者が公取という構成になっております。

以上です。

○宇賀座長 ほか、よろしいでしょうか。

川島委員、どうぞ。

○川島委員 今、私が手にしているのが、1回目の懇談会で懇談会の進め方というのがございまして、事務局から9月18日の第10回の会合まで予定をお知らせいただいています。確認というのは、本日第7回、7月30日の第8回、9月2日の第9回、おおむねこの3回でこの論点について議論を行って、9月18日の第10回で自由討議、必要に応じ追加ヒアリング、その後11月の報告素案に関する討議、12月の報告書取りまとめと、大体の大まかなスケジュール感はそのようなことでよろしいかどうか、確認をさせていただきたいと思えます。

○宇賀座長 事務局のほうからお願いします。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 ただいま、今日の議論も踏まえまして考えておりますのは、今日立入検査の関係を御議論いただいて、次回事情聴取の関係を御議論いただいて、恐らく9月の1回目で秘匿特権の関係とか積み残しの部分を御議論いただくのだと思います。その時点でどの程度方向性のようなものが出てくるかということだと思えますが、今のところ9月の2回目の分まで御日程をいただいておりますので、そのあたりである程度方向性が出る形での御議論をいただければ、それを踏まえてたたき台のようなものを事務局で作らせていただいて、冬に向けて御議論いただくという形で、年内にまとめられればと考えてございます。

○宇賀座長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後に次回の日程について事務局から説明をお願いいたします。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 次回日程でございますけれども、次回第8回でございます。日時につきましては、7月30日午前10時ちょうどからということで、場所は本日のことと同じ8号館8階特別中会議室を予定してございます。

あと、お配りした資料が今日は大部でございますので、事務局に一言おっしゃっていただけて置いていただければ、事務局のほうから郵送させていただくことも可能でございますので、おっしゃっていただければと思えます。

以上でございます。

○宇賀座長 それでは、本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。これにて終了いたします。